

史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

1 本日も確認・ご議論していただきたい章

9章 活用

10章 整備

11章 運営・体制

12章 施策の実施期間（主に活用、整備、運営体制）

13章 経過観察（主に活用、整備、運営体制）

2 各章で特にご意見いただきたい点

(1) 9章 活用

- ・方向性（①～④）及び方法（ア～カ）に挙げた項目に過不足はないか。

(2) 10章 整備

- ・方向性（①～③）及び方法（ア～ケ）に挙げた項目に過不足はないか。
- ・整備の実施時期・手順の方向性は

(3) 11章 運営・体制

- ・方向性（①～③）及び方法（ア～オ）に挙げた項目に過不足はないか。

(4) 12章 施策の実施期間

- ・計画期間は、史跡下寺尾官衙遺跡群および市実施計画との整合性を取っていく
- ・短期、中期、長期計画期間で「目指すこと」「行うこと」に

(5) 13章 経過観察

- ・経過観察の項目に過不足はないか。（第12章の施策とリンク）

3 次回以降ご検討いただきたい内容・章

・全体

・附編1 重なる史跡に対する保存活用整備の基本的考え方

- ・史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の見直しを見据えた内容（整合性）となっているか。